



1995年5月11日、NPT再検討・延長会議において、①再検討プロセスの強化、②核不拡散・核軍縮のための原則と目標、③NPTの無期限延長、という3つの決定が採択された。さらに米国、英国、ロシアが共同提案して中東決議が採択された。3つの決定と中東決議がセットとなってNPTの無期限延長という困難な合意が実現したのであり、NPT加盟国にとってこれらは極めて重要な政治的誓約である。

## ❖ 会議によって採択された決定と決議 (抜粋) ❖

NPT/CONF.1995/32 (Part I) 付属文書  
1995年5月11日

### 決定1 条約の再検討プロセスの強化

- 1 核不拡散条約(以下NPT) 締約国会議は、条約第8条3の履行を検討し、前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するため、条約の運用の再検討プロセスを強化することに合意した。
- 2 会議に参加した条約締約国は、条約第8条3に従い、再検討会議が引き続き5年ごとに開催されるべきこと、及び、それゆえ次回の再検討会議は2000年に開催されるべきことを決定した。
- 3 会議は、1997年から始めて再検討会議に先立つ3年間、毎年、通常、実質10日間の準備委員会の会合を開催することを決定した。必要であれば、再検討会議が開かれる年に第4回の準備委員会を開くことができる。
- 4 準備委員会の会合の目的は、条約の完全履行と普遍性を促進するための原則、目標及び方法を検討し、かつ再検討会議に対してそれらに関する勧告を行うことにある。その中には1995年5月11日に採択された、核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定に定められているものが含まれる。これらの準備委員会の会合は、また次回の再検討会議のための手続き的な準備も行うべきである。(略)

### 決定2 核不拡散と核軍縮のための原則と目標

NPT締約国会議は、NPTの前文と諸規定を再確認し、  
冷戦の終結、その結果としての国際的な緊張の緩和、及び国家間の信頼関係の強化を歓迎し、  
核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用における国際協力を積極的に追求し、かつ、その進捗

状況、達成点及び不十分な点を条約の第8条3に規定される再検討プロセス(その強化を歓迎する)において定期的に評価するため、一連の原則と目標を希望し、

核兵器の完全な廃棄と嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約という究極的な目標を再確認し、

会議は、条約の既定の完全な実現と効果的な実施に向けて引き続き断固として取り組む必要性を確認し、よって次の原則と目標を採択する。

### 普遍性

- 1 NPTへの普遍的な加盟は、緊急の優先事項である。条約の締約国となっていないすべての国、とりわけ保障措置の下に置かれていない核施設を稼働させている非締約国は、可能な限り早期に条約に加入するよう要請される。この目標を達成するため、すべての締約国があらゆる努力を行うべきである。

### 不拡散

- 2 核兵器の拡散は、核戦争の危険を大いに増大させることになる。NPTは、核兵器の拡散を防止する上で極めて重要な役割を担っている。条約の締約国による原子力の平和的利用を害することなく、核兵器その他の核爆発装置の拡散を防止するため、条約をあらゆる側面において履行するあらゆる努力がなされるべきである。

### 核軍縮

- 3 核軍縮は、冷戦の終結の後に実現した国際的な緊張の緩和と国家間の信頼関係の強化によって大いに促進される。したがって、NPTに規定される核軍縮に関する約束は、断固として履行されるべきである。この点に関して、核兵器国は、第6条に規定される、核軍縮に関する効果的な措置につき誠実に交渉を行う、という誓約を再確認する。
- 4 以下に述べる行動計画を含め、第6条の完全な実現と効果的な履行に当たっては、次のような措置の達成が重要である。
  - (a) 軍縮会議は、普遍的で国際的かつ効果的に検証可能な包括的核実験禁止条約(以下、CTBT)に関する交渉を1996年までに完了すること。CTBTの発効までの間、核兵器国は最大限自制すべきである。
  - (b) 軍縮会議の特別コーディネーターの声明およびそこに含まれるマンデートに従い、非差別的で普遍的に適用される、核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止に関する条約の交渉を直ちに開始し、早期に完了させること。
  - (c) 核兵器国は、核兵器の廃絶を究極的な目標として、世界的に核兵器を削減するため、体系的かつ漸進的な努力を断固として追求し、また、すべての国が、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を断固として追求すること。

### 非核兵器地帯

- 5 当該地域の諸国間で自由に締結される取極めを基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を創設することは、世界と地域の平和と安全を強化する、という確信を再確認する。
- 6 とりわけ中東のような緊張状況にある地域において非核兵器地帯を発展させること、及び非大量破壊兵器地帯を設置することは、おのおのの地域の特性を考慮しつつ、優先事項として奨励すべきである。2000年の再検討会議の時期までに、さらに別の非核兵器地帯が設置されるならば歓迎されるであろう。

- 7 すべての核兵器国による協力、及び、それらの国による関連議定書の尊重と支持が、かかる非核兵器地帯と関連議定書の最大限の実効性を確保するために必要である。

### 安全の保証

- 8 1995年4月11日に国際連合安全保障理事会決議984(1995)、並びに消極的安全保証及び積極的安全保証の双方に関する核兵器国による宣言に注目し、核兵器の使用または核兵器の使用の威嚇に対して、NPT締約国である非核兵器国を保証するために一層の措置が検討されるべきである。そのような措置は国際的に法的拘束力を有する文書の形をとることがありうる。(略)

## 決定3. NPTの延長

NPY締約国会議は、

条約の第8条3及び第10条2に従って、1995年4月17日から5月12日までニューヨークにおいて開催され、

条約の運用を検討し、条約の完全な遵守、条約の延長、及び条約への普遍的な加盟の必要性が存在しており、それらが国際の平和と安全、及び核兵器の完全な廃棄と厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約という究極的な目標の達成のために不可欠であることを確認し、

条約第8条3及び強化された方式におけるその継続した実施の必要性を再確認し、かつ、この目的のために、同じく会議によって採択された、条約の再検討プロセスの強化に関する決定、及び核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定を強調し、

条約第10条2に従い、会議が定足数に達していることを確認し、

条約第10条2に従って、条約の無期限延長を支持する締約国が過半数存在するので、条約は無期限に効力を有するものと決定する。

## 中東に関する決議

NPTの加盟国会議は、NPTの目的及び諸条項を強調し、

条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、安全保障理事会が、1992年1月31日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議(最新は1994年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関する、IAEA総会採択の関連決議(最新は1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらず危険に留意し、

安保理決議687(1991)、特にその14節に留意し、

安保理決議984(1995)及び1995年5月11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第8節に留意し、

1995年5月11日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾す

るよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。

3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。
4. NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。
5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。
6. すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

訳文：決定1～3は、藤田久一・浅田正彦編（1997）『軍縮条約・資料集』（第3版）有信堂を基にピースデポが一部修正。

原文：国連HP

[https://undocs.org/pdf?symbol=en/NPT/CONF.1995/32\(PARTI\)](https://undocs.org/pdf?symbol=en/NPT/CONF.1995/32(PARTI))

アクセス日：2021年4月15日